

工 事 概 要

工事箇所				箇所	7
除草工	m2	200	浚渫工	m3	580
仮設工	式	1			

施 工 理 由

本工事は、河道及び沈砂池内に堆積した土砂を撤去し、流水機能の確保を図るものである。	
---	--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2025年3月	
歩 掛 適 用 年 月	2025年3月	
基 準 適 用 年 月	2025年3月	
単 価 地 区	2601: I 地区	
調 整 区 分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主 た る 工 種	01:河川工事	
施 工 地 域 等 補 正	一般交通影響有り（2）－2	1.2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	4週8休以上(通期)	1.02
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	一般交通影響有り（2）－2	1.1
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	4週8休以上(通期)	1.03
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込）等の区分	備考
除草工	堤防除草工 【5工区】（宮川）	除草処分			t	22,000	処分費	【5工区】
浚渫工	浚渫工	掘削	小型バックホウ(クローラ)〔標準〕排出ガス対策型(第2次基準)山積0.08m3		m3	4,681	施工費	【1-1工区】 【1-2工区】 【2工区】 【4工区】 【5工区】
浚渫工	浚渫工	残土等処分	砂質土		m3	850	処分費	【1-1工区】 【1-2工区】 【2工区】 【3工区】 【4工区】
浚渫工	浚渫工	残土等処分	砂質土		m3	5,040	処分費	【5工区】
仮設工	土留・仮締切工	処分費	廃プラスチック		kg	25	処分費	

設計内訳書（本01）

工事名	河川維持補修（浚渫）工事（その１）					事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
河川維持			式	1				
除草工			式	1				
堤防除草工 【5工区】（宮川）			式	1				
堤防除草（複合）		肩掛式（カッタ径255mm）、梱包無し、タンブトラック（オンロード・ディーゼル・2t積）、飛散防止措置：無し	m2	200				（概）
運搬（堤防除草）		タンブトラック（オンロード・ディーゼル・2t積）、梱包無し、DID区間：有り、運搬距離：40.0km以下	千m2	0.2				（概）
除草処分			t	0.1				
浚渫工			式	1				
浚渫工 【1-1工区】（第二太田川）			式	1				
掘削機械搬入搬出 （参考数量）		小型バックホ機種：山積0.08m3以下	回	1				（概）
掘削		小型バックホ（クローラ）〔標準〕排出ガス対策型（第2次基準）山積0.08m3	m3	30				
積込（ルース）		土質：土砂、作業内容：小規模（標準）	m3	30				（概）
土砂等運搬		小規模、バックホ山積0.28m3（平積0.2m3）、土砂（岩塊・玉石混り土含む）、DID区間：有り、運搬距離：3.5km以下	m3	30				（概）
残土等処分		砂質土	m3	30				

設計内訳書（本01）

工事名	河川維持補修（浚渫）工事（その１）					事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
浚渫工 【1-2工区】（第二太田川）			式	1				
掘削機械搬入搬出 （参考数量）		小型バックホウ機種：山積0.08m3以下	回	1				（概）
掘削		小型バックホウ（クローラ）〔標準〕排出ガス対策型（第2次基準）山積0.08m3	m3	60				
積込（ルース）		土質：土砂，作業内容：小規模（標準）	m3	60				（概）
土砂等運搬		小規模，バックホウ山積0.28m3（平積0.2m3），土砂（岩塊・玉石混り土含む），DID区間：有り，運搬距離：3.5km以下	m3	60				（概）
残土等処分		砂質土	m3	60				
浚渫工 【2工区】（一乗寺川）			式	1				
掘削機械搬入搬出 （参考数量）		小型バックホウ機種：山積0.08m3以下	回	1				（概）
掘削		小型バックホウ（クローラ）〔標準〕排出ガス対策型（第2次基準）山積0.08m3	m3	170				
積込（ルース）		土質：土砂，作業内容：小規模（標準）	m3	170				（概）
土砂等運搬		小規模，バックホウ山積0.28m3（平積0.2m3），土砂（岩塊・玉石混り土含む），DID区間：有り，運搬距離：3.5km以下	m3	170				（概）
残土等処分		砂質土	m3	170				
浚渫工 【3工区】（梅谷川支流）			式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	河川維持補修（浚渫）工事（その１）					事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
掘削		土質：土砂, 施工方法：上記以外(小規模), 施工数量：小規模(標準)	m3	70				
土砂等運搬		小規模, ハックホ山積0.28m3(平積0.2m3), 土砂(岩塊・玉石混り土含む), DID区間：有り, 運搬距離：3.5km以下	m3	70				(概)
残土等処分		砂質土	m3	70				
浚渫工 【4工区】（高土居川）			式	1				
掘削機械搬入搬出 （参考数量）		小型ハックホ機種：山積0.08m3以下	回	2				(概)
掘削		小型ハックホ(クローラ)〔標準〕排出ガス対策型(第2次基準)山積0.08m3	m3	30				
積込(ルース)		土質：土砂, 作業内容：小規模(標準)	m3	30				(概)
土砂等運搬		小規模, ハックホ山積0.28m3(平積0.2m3), 土砂(岩塊・玉石混り土含む), DID区間：有り, 運搬距離：3.5km以下	m3	30				(概)
残土等処分		砂質土	m3	30				
浚渫工 【5工区】（宮川）			式	1				
掘削機械搬入搬出 （参考数量）		小型ハックホ機種：山積0.08m3以下	回	1				(概)
掘削		小型ハックホ(クローラ)〔標準〕排出ガス対策型(第2次基準)山積0.08m3	m3	220				
積込(ルース)		土質：土砂, 作業内容：小規模(標準)	m3	220				(概)

設計内訳書（本01）

工事名	河川維持補修（浚渫）工事（その1）					事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
土砂等運搬		小規模、バックホウ山積0.28m3(平積0.2m3),土砂(岩塊・玉石混り土含む),DID区間:無し,運搬距離:1.0km以下	m3	220				(概)
残土等処分		は質土	m3	220				
仮設工			式	1				
土留・仮締切工			式	1				
大型土のう 【1-1工区】(参考数量)		作業区分:製作・設置,袋詰土区分:流用土,設置作業半径:6m以下	袋	10				(概)
大型土のう 【1-1工区】(参考数量)		作業区分:撤去,設置作業半径:6m以下	袋	10				(概)
土のう積 【1-2工区】(参考数量)		作業区分:小口並べ,作業内容:仕拵・積立・撤去,袋詰土区分:流用土	m2	1				(概)
土のう積 【2工区】(参考数量)		作業区分:小口並べ,作業内容:仕拵・積立・撤去,袋詰土区分:流用土	m2	2				(概)
土のう積 【3工区】(参考数量)		作業区分:小口並べ,作業内容:仕拵・積立・撤去,袋詰土区分:流用土	m2	0.2				(概)
土のう積 【4工区】(参考数量)		作業区分:小口並べ,作業内容:仕拵・積立・撤去,袋詰土区分:流用土	m2	3				(概)
土のう積 【5工区】(参考数量)		作業区分:小口並べ,作業内容:仕拵・積立・撤去,袋詰土区分:流用土	m2	11				(概)
廃プラスチック積込（人力積込）			kg	31				(概)
廃プラスチック運搬（人力積込）		DID区間の有無:有,片道距離:10km以上20km未満	kg	31				(概)

設計内訳書（本01）

工事名	河川維持補修（浚渫）工事（その1）					事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
処分費		廃プラスチック	kg	31				
水替工			式	1				
ポンプ設置・撤去 （参考数量）			箇所	15				
ポンプ運転 （参考数量）			日	64				
交通管理工			式	1				
交通誘導警備員			人日	106				
概略発注工			式	1				
概略発注工			式	1				
概略発注工			式	1				
概略発注工 概略発注工を除く直接工事費の 27.1%以内			式	1				(概)を参照
直接工事費			式	1				
共通仮設			式	1				
共通仮設費（率計上）			式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	河川維持補修（浚渫）工事（その１）				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

特記仕様書（個別工事編）

工事名 河川維持補修（浚渫）工事（その１）
工事場所 京都市左京区一乗寺大原田町他 地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和６年８月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和６年８月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照
請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（受注者希望方式による「月単位の週休２日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休２日工事」の対象（受注者希望方式による「月単位の週休２日」）であり、「京都市建設局週休２日工事実施要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休２日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「月単位の週休２日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「月単位の週休２日」の実施内容を反映させること。
- 3 「月単位の週休２日」を達成した場合は、工事成績評価の審査項目「創意工夫」において、加点对象となる。
- 4 受注者は、本市が週休２日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休２日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休２日工事」（４週８休以上であることを明記すること。）である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（前払金）

前払金は、請負代金の４０％以内とし、中間前払金は、同様に２０％以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照 <https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>

2 現場条件に関する事項

第4条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- （１） 本工事における建設発生土の設計数量は内訳書のとおりであるが、天候の影響及びその他不可抗力により発生した事項を受けて、数量の大幅な変更が生じる場合があるため、施工計画や工程管理等に留意すること。

第5条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員の有無
交通規制箇所	1～2名	交通誘導警備員B 1～2名	昼間	無

- 2 上表において交替要員を有としている配置場所については、作業中は交通誘導警備員を常時配置するものとし、休憩時等における交替要員を考慮するものとする。

2 監督職員の確認に関する事項

第6条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項目	確認方法・目的等
浚渫土の土量確認	堆積している土砂の土量を確認するため、事前測量時に監督員と立会確認を行う。(確認箇所等については監督員と協議のうえ決定すること)
浚渫土の土質確認	堆積している土砂の土質を確認するため、掘削時に監督員と立会確認を行う。(確認箇所等については監督員と協議のうえ決定すること)

3 建設副産物に関する事項

第7条（建設副産物の適正処理）

- 1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施

設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成 23 年 4 月 1 日）及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」（最終改正平成 16 年 4 月 1 日実施）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のある A、B 2、D、E 票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
廃プラスチック類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町 78	設計運搬距離 L = 16.3 km

<一般廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
建設発生木材 (刈草)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 6 項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町 71 番 2	設計運搬距離 L = 26.3 km

2 建設発生土が発生する場合の対応（指定地処分）

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時まで監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設計変更の対象とする。

<建設発生土>

建設副産物	受入場所	備 考
建設発生土 【1-1 工区】【1-2 工区】【2 工区】【3 工区】【4 工区】	(指定地処分) 株式会社山正 京都市左京区北白川地藏谷町 1-211	設計運搬距離 L = 3.3 km
建設発生土 【5 工区】	(指定地処分) 株式会社 Two-Seam 京都市左京区大原野村町 432-1	設計運搬距離 L = 1.0 km

本工事では土壌調査費等を計上していないが、建設発生土について、以下の事項のいずれかに該当する場合は土壌調査が必要となる。その場合は、設計変更の対象とする。

- (1) 指定している受入場所がある地方公共団体の関係法令に基づく土地の埋立等の許可を得た事業者である場合
- (2) 本工事の土砂等の性状（色、臭い等）や廃棄物の混入等の状況が埋立基準に適合しないおそれがある場合
- (3) 上記の(1)(2)以外に土壌調査が必要となった場合

なお、土壌調査を実施することとなる場合は、建設発生土の搬出前に土壌調査を実施し、以下の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壌分析結果証明書（計量法第 122 条第 1 項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類（測定方法を明示したもの））
- (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

3 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第 5 編及び公共物 G I S に掲載している他の施設の中から積算上の 2 番目以降の受入地（以下、「積算受入地」という。）を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第 5 編及び公共物 G I S に掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地（以下、「提案受入地」という。）を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

3 その他事項

第 8 条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の 35 日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の 20 日前までに提出すること。

第 9 条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>

第10条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1） 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけでなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

（2） 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（3） 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第11条 建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施

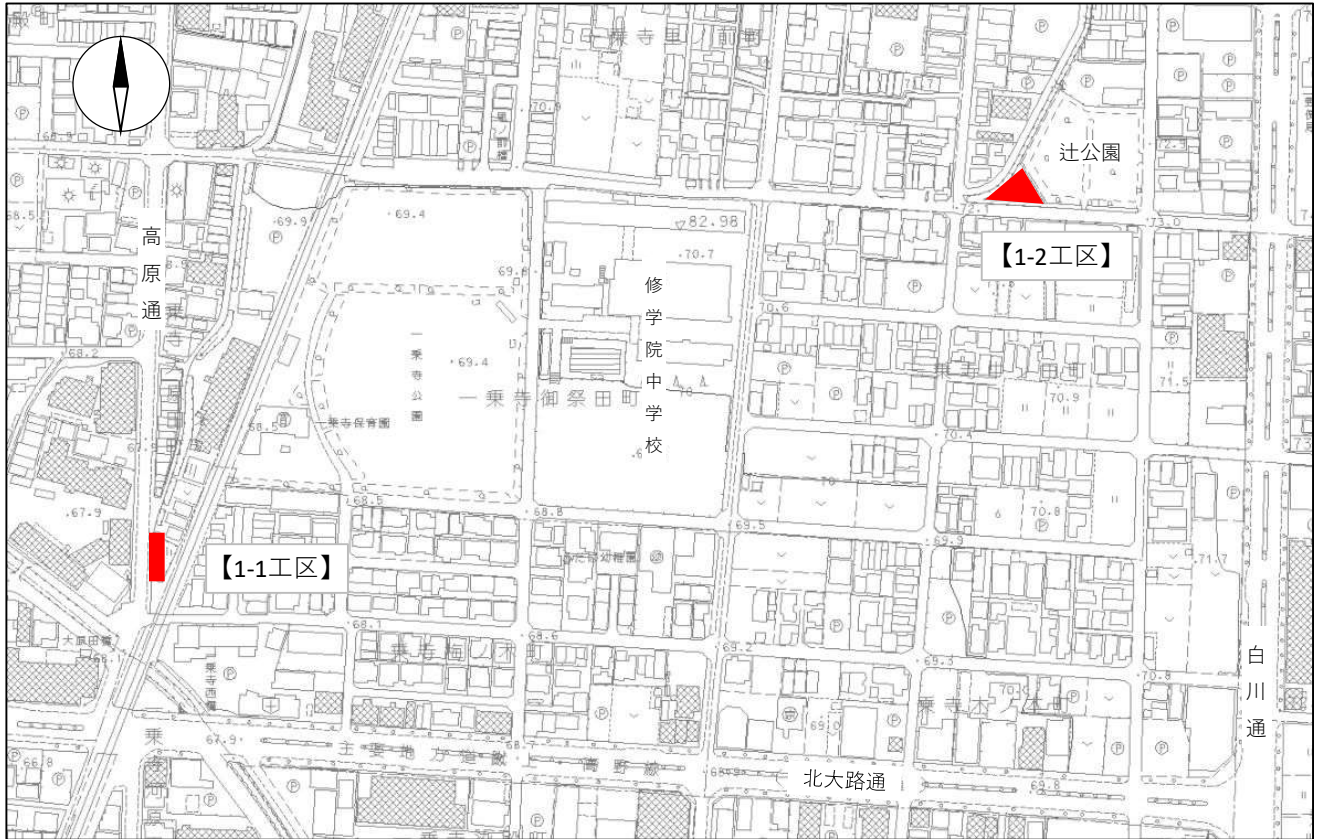
- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第12条（その他の特記事項）

本工事の設計数量について、天候の影響及びその他不可抗力により、契約時点で数量の大幅な変更が生じる場合があるため、留意すること。

箇所図(1)

【1-1工区】【1-2工区】(第二太田川)



【2工区】(一乗寺川)

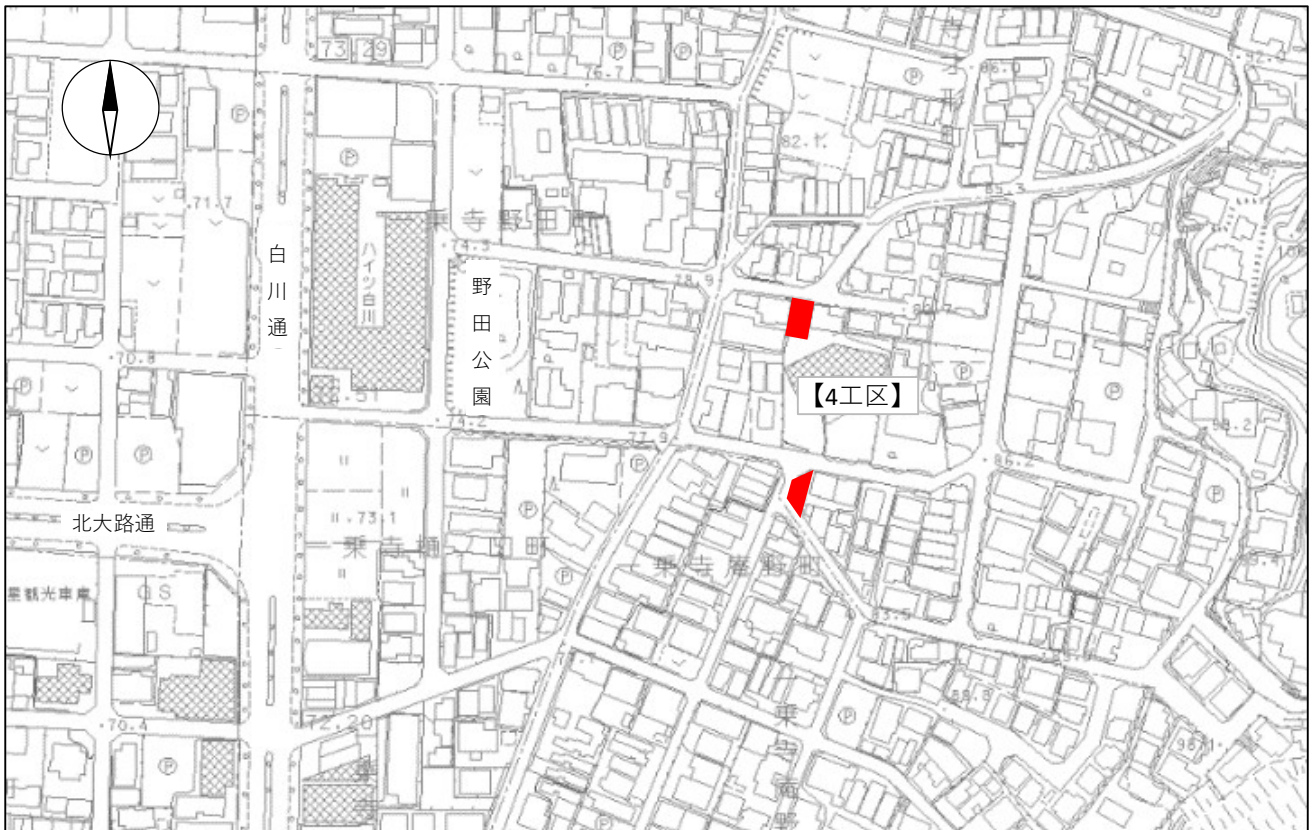


箇所図(2)

【3工区】(梅谷川支流)



【4工区】(高土居川)



箇所図(3)

【5工区】(宮川)

